

神栖市水道施設適正化計画（案）に関するパブリックコメント  
主な意見と市の考え方

1 意見募集期間 令和8年4月1日（水曜日）～4月30日（木曜日）

2 意見提出者数及び意見等件数

提出者数 2名

意見等件数 5件

3 意見の内容と市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方
1	計画書本編 P1 適正化計画の策定趣旨 マスコミ報道にもあるように、水道料金は地域で最大2倍の差があり、茨城県は47都道府県の中で上から5番目に位置しています。水道の適正化とともに市民の暮らしにやさしい水道料金への施策をお願いしたいと思います。	水道料金につきましては、令和7年度から水道事業料金等検討協議会にて協議を行っております。安全で安心な水道水の安定供給の持続のため、適正な水道料金について検討してまいります。
2	計画書本編 P8 神栖市液状化ハザードマップ 震災後に一部の地区は液状化対策が実施されました。設計時に考慮が必要ではないでしょうか。	工事設計時には液状化対策の有無につきましても考慮して設計を行ってまいります。
3	計画書本編 P10 図6 管路の被害予測結果 色分けがされていますが、どの色が被害が大きいのかが分かりません。	図6の凡例に記載しているとおり、青、水色、緑、黄、赤の順で推定被害率が大きくなっていきます。

No.	意見の内容	市の考え方
4	<p>計画書概要版 P1 令和 8 年 4 月 1 日</p> <p>この案件は令和 7 年度中に終わらせるべきパブリックコメントではないでしょうか。パブリックコメントが終了するまで今後 1 ヶ月以上の期間が必要です。</p>	<p>本計画については、有識者の意見を取り込みながら作成しており、草案がまとまったタイミングでのパブリックコメント実施となっておりますのでご理解願います。なお、基幹管路の更新(P.56)については令和 10 年 (2028 年) 以降の実施計画のため、このタイミングによる策定であっても本計画に支障がないものと考えております。</p>
5	<p>計画書概要版 P2 図は過去の液状化から推定している。</p> <p>一部の地区は液状化対策を実施しています。考慮された図面でしょうか。</p>	<p>考慮された図面となっております。</p>